

特別養護老人ホームゆずの里 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(松山市指定 第 3870113531 号)

当施設は入居者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方はご相談下さい。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	9
7. 事故発生時の対応について	10
8. 非常災害対策について	11
9. 苦情の受付について	11
10. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）	12
11. 第三者評価について	12
12. 施設の利用にあたっての留意事項	12
13. 緊急時の対応について	13
14. 身体拘束について	13
15. 虐待防止について	13
16. その他	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人みかん会
(2) 法人所在地 愛媛県松山市星岡五丁目 9 番 25 号
(3) 電話番号 089-968-1992
(4) 代表者氏名 理事長 宮脇敬
(5) 設立年月 平成 28 年 6 月 20 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設
令和 5 年 6 月 1 日指定 松山市 3870113531 号
- (2) 施設の目的 要介護者に対し、施設の医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員が、施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話の適切な介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。
- (3) 当施設の運営方針 入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。また、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。さらには、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (4) 施設の名称 特別養護老人ホームゆずの里
- (5) 施設の所在地 愛媛県松山市星岡五丁目 9 番 25 号
- (6) 電話番号 089-968-1992
- (7) 管理者氏名 松本 祐樹
- (8) 入居定員 60 人
- (9) ユニット数及びユニットごとの入居定員
ユニットの数 6
かに座ユニット 10 名
おとめ座ユニット 10 名
おひつじ座ユニット 10 名
てんびん座ユニット 10 名
みずがめ座ユニット 10 名
うお座ユニット 10 名

3. 居室等の概要

設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	60室	洗面・便所各室にあり
共同生活室	6室	6ユニット
浴室	7室	機械浴槽1台、一般浴槽6台
医務室	1室	診療所

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者もしくはご家族に同意を得た上で決定します。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数 ※（ ）兼務	備考
管理者	1 (1)	生活相談員を兼務
生活相談員	2 (2)	1名は管理者を兼務 1名は介護職員を兼務
介護職員	42 (10)	7名は看護職員を兼務 1名は介護支援専門員を兼務 1名は事務員を兼務 1名は生活相談員を兼務
看護職員	9 (8)	8名は介護職員を兼務
介護支援専門員	1 (1)	介護職員を兼務
機能訓練指導員	2	
医師	1 (非常勤嘱託)	
管理栄養士	2	
調理員	7	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
管理者	日勤： 8:30～17:30 他
医師	月2回 木曜日の午後
介護職員 看護職員	早出： 7:00～16:00 日勤： 8:30～17:30 他 遅出： 10:00～19:00 夜勤： 16:30～翌9:30
その他の職員	日勤： 8:30～17:30 他

〈職員の職務内容〉

（1）管理者

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、施設の職員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

（2）生活相談員

入居者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行います。

（3）介護職員

入居者の日常生活上の世話又は支援等に当たります。

（4）看護職員

医師の指示に基づき入居者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たります。

（5）機能訓練指導員

機能訓練の実施に当たります。

（6）介護支援専門員

施設サービス計画の作成等に当たります。

（7）医師

入居者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療の業務に当たります。

（8）管理栄養士

必要な栄養管理や栄養食事相談等の業務に当たります。

（9）調理員

管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額を入居者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、負担割合に応じて利用料金の 9 割から 7 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食費（食材料費及び調理費）は介護保険外にて別途いただきます。）

- ・入居者の自立支援のため離床してユニットごとの共同生活室で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し、美味しく、快適に摂取できるよう、お手伝い致します。
- ・好きな場所で、好きな時間に食事ができるよう配慮します。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの入居者も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・可能な限りトイレでの排泄を援助しますが、必要な方には紙おむつを使用します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・褥瘡が発生しないように適切な介護に努めます。
- ・褥瘡を予防するため、看護師・介護職員等多職種協働によるチームケアを推進し医療等と連携をとって適切に対応します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・水分摂取を促し脱水を予防し、活気ある生活を支援します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

【1】サービス基本料金（日額。1割負担の場合）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 入居者の要介護度とサービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	670円	740円	815円	886円	955円

【2】上記のほか当施設の職員配置状況により下記の料金が加算されます。（1割負担の場合）

看護体制加算（I）□	4 円／日	①常勤の看護師が 1 名以上配置されている場合
看護体制加算（II）□	8 円／日	①に加え看護職員が入居者 25 名に対して常勤換算で 1 名以上配置され、かつ当該事業所が病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員と 24 時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算（II）□	18 円／日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を 1 以上上回っている場合
夜勤職員配置加算（IV）□	21 円／日	夜勤の時間帯を通じ、看護師又は介護福祉士等で、喀痰吸引等業務あるいは特定行為業務の登録をうけた職員が 1 名以上配置されている場合
日常生活継続支援加算（II）	46 円／日	算定日の属する月の前 6 か月間の新規入居者のうち、要介護 4 又は 5 の入居者の占める割合が 70% 以上の場合、又は認知症入居者の割合が 65% 以上の場合、又は喀痰吸引等を必要とする入居者の割合が 15% 以上の場合であって、介護福祉士の数が常勤換算方法で、入居者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上である場合
サービス提供体制強化加算（I）	22 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 80% 以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35% 以上であり、提供するサービスの質の向上に資する取組を実施している場合
サービス提供体制強化加算（II）	18 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 60% 以上の場合
サービス提供体制強化加算（III）	6 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 50% 以上又は看護・介護職員のうち常勤職員の割合が 75% 以上又は勤続 7 年以上の職員が 30% 以上である場合

【3】必要に応じ、下記のサービスが提供されたときには、その料金が加算されます。なお、下記以外のサービス（別紙1）が提供されたときはその料金が加算されます。

（1割負担の場合）

初期加算	30 円／日	入居した日から 30 日以内の期間
安全対策体制加算	20 円／日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合（入所時 1 回に限る）
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	管理栄養士を 2 名配置した上で、入居者ごとの栄養管理状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理を行った場合
個別機能訓練加算（I）	12 円／日	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合
個別機能訓練加算（II）	20 円／月	個別機能訓練加算（I）を算定し、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、厚生労働省の必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算（I）	40 円／月	（I）については入居者ごとに ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、（II）については上記の内容に加え入居者ごとの疾病状況や服薬情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している場合（いずれかの算定）
科学的介護推進体制加算（II）	50 円／月	（I）については入居者ごとに ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、（II）については上記の内容に加え入居者ごとの疾病状況や服薬情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している場合（いずれかの算定）
看取り介護加算（I） ※常勤の看護師を 1 名以上配置し、看取りに関する指針を定め、入居の際に入居者及び家族等に対して当該指針の説明を行い同意を得ており、かつ看取りに関する職員研修を行っている場合。	72 円／日 144 円／日 680 円／日 1, 280 円／日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 死亡日前日・前々日 死亡日

【4】職員配置等に応じ下記の額が加算されます。

介護職員等処遇改善加算（I）	【1】～【3】合計額の1000分の140に相当する額
介護職員等処遇改善加算（II）	【1】～【3】合計額の1000分の136に相当する額
介護職員等処遇改善加算（III）	【1】～【3】合計額の1000分の113に相当する額
介護職員等処遇改善加算（IV）	【1】～【3】合計額の1000分の90に相当する額

※介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算I～IVはそれぞれいずれかのうち1つを算定します。

☆入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

☆入居者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（1ヶ月に6日を限度とし、月をまたがる場合最長12日間）

- (1) 福祉施設外泊費用・・・1日あたり 246円
- (2) 居住費・・・・・・・1日あたり 2,060円

※ 但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①施設が提供する食事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および、嗜好を考慮すると共に、家庭的な雰囲気の中で、食事を楽しめるよう配慮します。

（食事時間）

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

利用料金：1,450円（食材料費及び調理費）・・・1日あたり

※ 但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている食費の額

②特別な食事（酒類を含みます。）

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③居住費

利用料金：2,060円・・・1日あたり

※ 但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額

④居室確保料（外泊や入院が 7 日以上の場合、7 日目より）

利用料金：2,060 円・・・1 日あたり

⑤理髪・美容

利用料金：実費

⑥レクリエーション・クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費

⑦複写物の交付

入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写を希望される場合は 1 枚あたり 10 円を負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用

入居者の希望する日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるもの：実費

例：ティッシュペーパー、歯ブラシ、タオル、化粧品等

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第 8 条に定める所定の料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

入居者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,520 円	7,200 円	7,930 円	8,620 円	9,290 円

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

伊予銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 4842496

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：愛媛銀行、伊予銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、川之江信用金庫、東予信用金庫、四国労働金庫、愛媛県下農協

（4）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	みかんホームメディカルクリニック	愛媛生協病院
所在地	松山市古三津2丁目15-13	松山市来住町1091-1
診療科	内科、整形外科、リハビリテーション科	内科、外科、整形外科、心療内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	みやうち歯科
所在地	松山市北久米町1101-1

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1から要介護2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下【1】をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下【2】をご参照下さい。）

【1】入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

【2】事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他

の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ 入居者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤ 入居者が介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

外泊費用 1 日あたり 246 円 (1 ヶ月 6 日を限度とし、月をまたがる場合、最長 12 日間)

居住費 1 日あたり 2,060 円

(但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額)

②7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

なお、入院期間中であっても、居室を確保する場合は所定の利用料金をご負担いただきます。

居室確保料 1 日あたり 2,060 円

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

【3】円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（2）損害賠償について

事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

8. 非常災害対策について

非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、施設の見やすい場所に掲示します。

また、計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

9. 苦情の受付について

施設では、入居者及びその家族からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

施設には、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を下記により設置し、苦情解決に努めます。

1, 苦情解決責任者 管理者 松本 祐樹

2, 苦情受付担当者 担当者名 野村 一平
電話番号 (089) 968-1992
受付時間 平日 8:30～17:30

3, 苦情解決の方法

- (1) 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当職員に事情を確認します。
- (2) 担当者は収集した情報を整理し、状況に応じて関係職員を集め検討会議を行います。必要に応じて管理者も会議に参加します。（検討会議を行わない場合には、必ず管理者まで処理結果を報告します。）
- (3) 検討の結果、迅速に具体的な対応を致します。（入居者に謝罪に行く等）
- (4) 記録を鍵付き保管庫で、サービス完結の日から5年間保管し、再発を防ぐために役立てます。

4, 苦情の申立先

当施設で解決できない苦情は、愛媛県社会福祉協議会に設置された愛媛県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。その他、松山市介護保険課、愛媛県国民健康保険団体連合会にも申し立てることができます。

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：松山市持田町3丁目8番15号 電話番号：(089) 998-3477 受付時間：平日 9:00～12:00・13:00～16:30
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地：松山市高岡町101番地1 電話番号：(089) 968-8700 受付時間：平日 8:30～17:15
松山市役所介護保険課	所在地：松山市二番町4丁目7番地2 電話番号：(089) 948-6968 受付時間：平日 8:30～17:15

10. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）

当施設は適正に個人情報を取り扱い致します。「個人情報に関する同意書」に記載されている事項以外でご入居者やその家族の同意無しに個人情報を利用することはいたしません。また、当施設の職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを約束し、事業者は職員であったものが職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

11. 第三者評価について

当施設は、実施していません。

12. 施設の利用にあたっての留意事項

- (1) 共有の施設・設備は本来の用途に従って利用するものとし、他の迷惑にならないようお願いします。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出てください。
- (3) 体調によっては、入浴等を中止する場合があります。
- (4) 当施設及びその備品について、入居者の責に基づき汚損、破壊もしくは焼失した場合、居室の原状回復義務と代価の支払い義務が生じます。
- (5) 無断でその居室の原状を変更した場合も居室の原状回復義務と代価の支払い義務が生じます。
- (6) 契約を解除又は終了した場合において、入居者が居室を引き渡す時、修理もしくは取替えを要する場合には、費用の負担をお願いします。
- (7) 契約を解除又は終了した場合において、入居者が居室を当施設に引き渡す時、居室清掃及び消毒費は、入居者が費用の負担を負います。
- (8) 入居者は、ご家族の代表者を身元引受人として届けなければなりません。但し、ご家族から身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。
- (9) 入居者は、健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出てください。また、体調によっては入浴等を中止する場合があることをご了承ください。
- (10) 身元引受人は、入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力をお願いします。

- (11) 身元引受人は、入居者との契約が終了した場合、当施設と連携して入居者の状態にあった適切な受入先の確保に努めてください。
- (12) 身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺体及び金品の引受けその他必要な措置をお願いします。

13. 緊急時の対応について

当施設は、現に施設サービスの提供を行っている時に、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師、又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

14. 身体拘束について

当施設は、入居者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。ただし、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束等の理由、内容、時間帯及び時間、期間等を記載した説明書及び再検討記録の整備や適切な手続により、身体拘束等を行うことができるものとします。

15. 虐待防止について

当施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当施設は、サービス提供中に、職員又は養護者(入居者の家族等入居者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 看取りについて

当施設の看取り介護の指針について別紙のとおり説明し、本契約をもって同意するものとします。

17. その他

- (1) 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保します。
- (2) サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 愛媛県松山市志津川町200番地

事業者名 社会福祉法人みかん会

代表者氏名 理事長 宮脇敬

事業所名 特別養護老人ホームゆずの里

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者住所

氏 名

代筆者氏名 (続柄)

(1 割負担の場合)

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 円／月	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、外部の医院等の理学療法士等との連携により、入居者の身体状況の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合（3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 円／月	外部の医院等の理学療法士等との連携により、入居者の身体状況の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合（3月に1回を限度）
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30 円／月	6か月以上の入居者が10名以上の場合で、全員についてADLの評価を行い、厚労省に当該測定値を提出した場合
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60 円／月	上記の場合で、ADL利得の平均値が2以上である場合
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日	若年性認知症入居者を受け入れた場合、個別に担当者を決め、入居者に応じた必要なサービスを行った場合
再入所時栄養連携加算	200 円／回	入居者が病院等に入院し退院した場合、再入居に際し必要な栄養管理計画を策定した場合
退所前訪問相談援助加算	460 円／回	入居者の退居に先立ち、ケアマネ等が自宅を訪問し、当該入居者及び家族に対して必要な相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400 円／回	入居者の退居に際し、地域の福祉サービスについて相談援助を行い、自宅を訪問し、退所後2週間以内に市町村等に当該入居者の処遇に必要な情報を提供した場合
退所後訪問相談援助加算	460 円／回	入居者の退居後30日以内に、自宅を訪問し、当該入居者及び家族に対して必要な相談援助を行った場合
退所前連携加算	500 円／回	入居者の退居前、自宅を訪問し、当該入居者及び家族に対して必要な相談援助を行った場合
療養食加算	6 円／回	主治医が発行した食事箋に基づき、利用者の年齢、病状などに対応した栄養量および食事内容を管理栄養士又は栄養士によって管理し提供した場合
経口移行加算	28 円／日	医師の指示に基づき、医師や管理栄養士が共同して計画を作成し、計画に基づいて入居者へ支援が行われた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400 円／月	経口により食事を摂取する入居者への適切な環境整備や体制が整備されており、医師などの指示に基づいて計画の作成、ケアの実施をした場合
経口維持加算(Ⅱ)	100 円／月	協力歯科医療機関を定めている施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定しつつ、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円／月	医師の指示に基づき、医師や管理栄養士が共同して計画を作成し、計画に基づいて入居者へ支援が行われた場合、また(Ⅱ)においては入居者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円／月	その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合(いざれかの算定)
在宅復帰支援機能加算	10 円／日	入居者が退居した後の居宅サービスを利用するためには必要な情報を、入居者が希望する居宅支援事業所や家族に提供したり調整をし、退居後に退居者の居宅を訪問した場合
在宅・入所相互利用加算	40 円／日	可能な限り在宅での生活を続けられるよう、3ヶ月を限度に施設へ入居し、目標や計画を立て、退居前には入居者の状況を居宅支援事業所へ伝えた場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円／日	認知症の研修を終了した職員を配置し、入居者の自立度の割合などに応じて、かつ職員に対して、認知症ケアに関連する会や指導を定期的に開催した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円／日	上記(Ⅰ)の要件を満たしたうえで、認知症介護指導者養成研修の修了者を1人以上配置し、施設全体に対して認知症ケアの指導を実施、介護、看護職員ごとに認知症ケアに関連する研修計画を作成し、それを実施または実施の予定である場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日	医師が認知症の行動などによって、在宅での生活が困難と判断した入居者が緊急で入居した場合(7日間を限度)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円／月	褥瘡ケアについての計画書の作成やLIFEへのデータ提出をしている場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円／月	上記(Ⅰ)の要件を満たしたうえで、評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円／月	排泄に関するケアを必要とする入居者に対して計画書を作成し、LIFEへのデータ提出をしている場合(Ⅱ)(Ⅲ)に関しては評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいざれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円／月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 円／月	
自立支援促進加算	300 円／月	入居者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての入居者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアを実施した場合